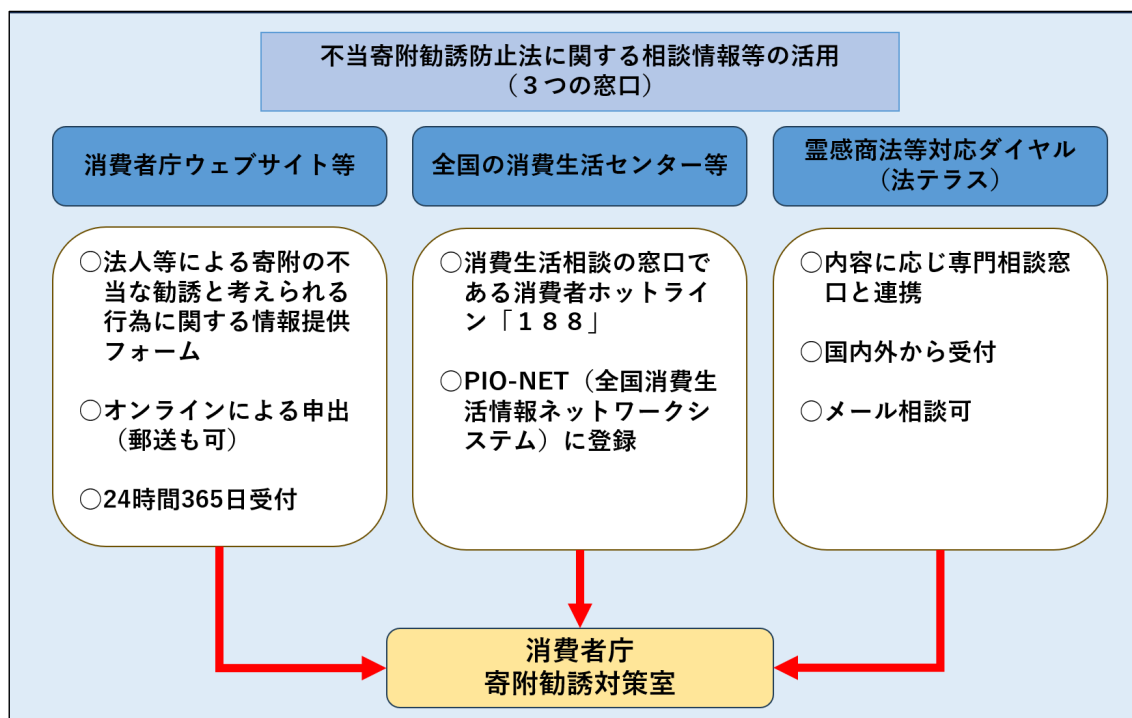


第4章. 寄附に関する情報の受付状況

(1) 情報を収集するための3つの窓口

消費者庁においては、不当寄附勧誘防止法を適切かつ着実に運用していくため、法の行政措置等に係る規定が施行された令和5年4月1日に合わせて消費者庁ウェブサイト上に消費者庁ウェブフォームを開設するとともに、国民生活センター及び全国の消費生活センター等において受け付けた相談のうち、寄附に関係するものの情報及び法務省大臣官房司法法制部から「靈感商法等対応ダイヤル（法テラス）」において受け付けた相談のうち、寄附に関係するものの情報を収集し、法第3条の不遵守並びに第4条及び第5条の違反が疑われる情報（以下「嫌疑情報」という。）の収集について万全を期している。これら3つの窓口の概要については、図表4-1のとおりである。

【図表4-1】3つの窓口の概要



(2) 各窓口の特性

嫌疑情報を収集するために運用又は活用している3つの窓口については、次のとおりの特性を有している。

ア 消費者庁ウェブフォーム

消費者庁ウェブフォームについては、消費者庁ウェブサイト上に開設した専用フォームであり、インターネットにアクセスできる環境があれば24時間365日情報提供が可能である(図表4-2及び図表4-3)²⁹。

また、インターネットの使用が不慣れな方にも適切に対応するため、郵送によっても情報を受け付けている。

【図表4-2】情報提供ページ³⁰ (消費者庁ウェブサイト)

The screenshot displays the Consumer Affairs Agency (CAA) website interface. The top navigation bar includes links for Home, News, Press Releases, Meetings, and English. The main menu on the left lists various topics, with 'Policy' (政策) selected. The page title is 'Information Provision Page' (情報提供ページ) under the category 'Unfair Solicitation by Third Parties' (法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供).

The page content is organized into sections:

- Information Provision Method (情報提供の方法)**
 - (1) Online Information Provision (1)オンラインによる情報提供**
 - 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム
 - (2) Paper-based Information Provision (2)書面による情報提供**
 - Attention (注意事項)**
 - 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報を提供し、令和5年4月1日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供をお願いします。
 - 個別のトラブルを解決することを目的としたものではありません。個別のトラブルの仲介・助言等については、最寄りの消費生活センター(188【同番なし】)又は法テラス(憲法訴訟法対応ダイヤル: 0120-005931)に相談してください。
 - 提供のあった情報に基づく調査の結果等のお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。
 - 提供いただいたものは返却しませんので、参考となる資料等がある場合は写しや撮影した画像を印刷したものを送ってください。なお、書面以外(物品)をお送りいただくことはご遠慮ください。
 - 事実関係を正確に把握する必要がありますので、情報の内容はできる限り具体的に記載してください。
 - 公益通報を行う場合には、公益通報窓口へご連絡してください。
 - Personal Information Handling (個人情報の取扱)**
 - (基本的な考え方) 取得する情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に取り扱います。
 - (取得する情報の範囲) 書面による情報及び提供された場合における関連資料。
 - (個人情報の利用目的)
 - 不当寄附勧誘防止法(※1)に基づく調査及び行政上の措置を実施するための利用及び提供
 - 不当寄附勧誘防止法に基づく行政上の措置の実施をはじめとする法運用について、消費者庁長官が要請する執行アドバイザー(※2)に対し意見聴取するための利用及び提供

※1 詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(略称:不当寄附勧誘防止法)」のウェブページへ
 ※2 詳しくは、「不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーの委嘱について(令和7年4月1日)」[PDF:128KB]のウェブページへ

(保有個人情報の利用及び提供の制限)
 法令に基づく場合を除き、保有個人情報(当庁の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当庁の職員が組織的に利用するものとして当庁が保有しているものうち、行政文書に記録されているもの)を前記に明示する利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

○ 書面による情報提供に当たっては、あらかじめ、上記「注意事項」及び「個人情報の取扱い」について、確認・同意をお願いします。

ウ ご提供いただきたい情報の項目
 オンラインによる情報提供フォーム(※3)に掲げる項目(コピー利用可)をご参照の上、できる限りこれに沿って情報の提供をお願いします。なお、消費者庁から連絡をさせていただくことがありますので、できる限り連絡先の記載をお願いします。

書面は、末尾に掲げる宛先へ郵送願います。(厳密なもので郵送はご遠慮ください。)
 ※3 詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム」のウェブページへ

(宛先)
 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館
 消費者庁 消費者政策課 寄附勧誘対策室

担当:消費者政策課 寄附勧誘対策室

²⁹ https://contact.caa.go.jp/donation_solicitation/webform-001.html

³⁰ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/inquiry

【図表４－３】消費者庁ウェブフォーム

・注意事項、個人情報の取扱い

[ホーム](#)

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム

【注意事項】

(1) 法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報を受け付けるものになります。令和5年4月1日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供をお願いします。

(2) 個別のトラブルを解決することを目的としたものではありません。個別のトラブルの仲介・斡旋等については、最寄りの消費生活センター(188【局番なし】)又は法テラス(霊感商法等対応ダイヤル: 0120-005931)に相談してください。

(3) 提供のあった情報に基づく調査の状況、結果等のお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご承知をお願いします。

(4) 事実関係を正確に把握する必要がありますので、情報の内容はできる限り具体的に記載してください。

(5) 公益通報を行う場合には公益通報窓口へ通報してください。

【個人情報の取扱い】

(基本的な考え方)

取得する情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び消費者庁プライバシーポリシー(※1)に基づき、適切に取り扱います。

※1 詳しくは、「消費者庁プライバシーポリシー」のウェブページへ

(取得する情報の範囲)

前記プライバシーポリシーに掲げるもののほか、当情報提供フォームを通じ入力され、及び選択された情報並びに提供された場合における関連添付ファイル。

(個人情報の利用目的)

(1) 不当寄附勧誘防止法(※2)に基づく調査及び行政上の措置を実施するための利用及び提供

(2) 不当寄附勧誘防止法に基づく行政上の措置の実施をはじめとする法運用について、消費者庁長官が委嘱する執行アドバイザー(※3)に対し意見聴取するための利用及び提供

※2 詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(略称: 不当寄附勧誘防止法)」のウェブページへ

※3 詳しくは、「執行アドバイザーの委嘱について」のウェブページへ

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

法令に基づく場合を除き、保有個人情報(当庁の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当庁の職員が組織的に利用するものとして当庁が保有しているもののうち、行政文書に記録されているもの)を前記に明示する利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

○ 当情報提供フォームのご利用に当たっては、あらかじめ、上記【注意事項】及び【個人情報の取扱い】について、確認・同意をお願いします。

・入力画面

入力画面

内容入力

確認

完了

【お願い】
消費者庁から連絡をさせていただくことがありますので、できる限り連絡先の記載をお願いいたします。

文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

（１）法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為を行っている法人等について

法人等の名称 必須
(法人名・団体名を記載してください。)

残り文字数:100

所在地又は住所
(都道府県名からできる限り詳細に記載してください。)

残り文字数:100

電話番号【半角】
(ハイフンなし)

残り文字数:100

ホームページのURL
(法人等のホームページのURLを記載してください。)

残り文字数:200

（２）報告者（あなた自身）について

氏名又は名称 必須
(匿名でも構いませんが、できる限り記載をお願いします。)

残り文字数:100

連絡の可否 必須
(消費者庁から連絡をさせていただくことがあります。)

☐ 連絡可

☐ 連絡不可

住所 必須
(都道府県名からできる限り詳細に記載してください。)

残り文字数:100

電子メールアドレス【半角】

電話番号【半角】 必須
ハイフンなし

残り文字数:100

・入力画面（続き）

（３）他の行政機関等への情報提供の可否

情報提供の可否 必須

（ご提供いただいた情報の中に、他の法律に違反する疑いのある事実に関する情報が含まれていた場合等に、消費者庁から関係する他の行政機関等に当該情報を提供することの可否についてご回答ください。）

- ☐ 不可
☐ 匿名なら可
☐ すべて可

（４）寄附勧誘の態様等

寄附の勧誘を受けた個人の氏名

残り文字数:100

寄附の勧誘を受けた個人と報告者（あなた自身）との関係 必須

（本人、親、兄弟、友人、職場の同僚など具体的に記載してください。）

残り文字数:100

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為の類型（複数の類型に該当する場合は、複数にチェックしてください。）

配慮義務違反

（法第３条）

- ☐ 自由な意思を抑圧・適切な判断困難
☐ 寄附者や配偶者等の生活維持困難
☐ 勧誘法人等を明らかにせず、寄附される財産の用途を誤認

禁止行為違反

（法第４条、第５条）

- ☐ 不退去
☐ 退去妨害
☐ 勧誘することを告げず退去困難な場所へ同行
☐ 威迫する言動を交え相談の連絡を妨害
☐ 恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知
☐ 靈感等による知見を用いた告知
☐ 借入れによる寄附の資金調達を要求
☐ 居住用の建物等を処分して寄附の資金調達を要求

その他

- ☐ その他

寄附の勧誘時期 必須

（令和５年４月１日以降の法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為が行われた時期について報告してください。）

残り文字数:100

寄附の勧誘場所

残り文字数:100

具体的な事実関係 必須

（上記の「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為の類型」を参照して、全角800文字以内で、法人等からの勧誘の態様、寄附の勧誘を受けた個人の受け止め等について具体的に報告してください。）

残り文字数:800

・入力画面（続き）

（５）寄附の有無等（任意報告）

※以下の内容は、差し支えない範囲で報告してください。

寄附の有無

- ☐ 有
☐ 無

寄附の額

寄附の方法

- ☐ 現金払い
☐ 口座振込
☐ その他

寄附の時期

寄附の勧誘・支払に関する書面の有無

- ☐ 有
☐ 無

返金の有無

- ☐ 有
☐ 無

（６）その他参考となる事項

※その他参考となる情報があれば、差し支えない範囲で報告してください。

その他自由記載

（全角文字800字以内）

残り文字数:800

その他の参考となる資料の添付

- ☐ 有
☐ 無

添付ファイル

（写真、文書、メール画面など参考となる資料があれば添付してください。）

※ファイルが複数の場合は、ZIPファイルにまとめて添付してください。

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

50MB未満のファイルがアップロードできます

（７）同意確認

【注意事項】と【個人情報の取扱い】に掲げる事項について 必須

- ☐ 確認・同意します。

リセット

確認画面へ

イ 全国の消費生活センター等

全国の消費生活センター等から収集している情報（「国民生活センターから提供された情報」をいう。）については、消費者ホットライン「188」（図表4－4）などを通じて都道府県等に設置された消費生活相談窓口が受け付けた、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどのうち、寄附に関するものである（個人情報を除く。）。

具体的には、国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センター等に寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行うシステムである「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET：Practical Living Information Online Network System）」（以下「PIO-NET」という。）に登録された情報のうち、寄附に関する相談情報の提供を受けている。

【図表4－4】消費者ホットラインの画像広告



ウ 霊感商法等対応ダイヤル

霊感商法等対応ダイヤル（図表4－5）からの情報については、法テラスが相談窓口情報を案内するために受け付けた、霊感商法を始めとする金銭トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、生活困窮など、「旧統一教会」問題やこれと同種の問題に関する相談のうち、寄附に関するものである（個人情報を除く。）。

【図表 4－5】靈感商法等対応ダイヤルのチラシ

法テラス

靈感商法等対応ダイヤル

未成年の方や、宗教二世・三世の方
からのお問合せにも対応します！

0120-005931

受付時間 9:30～17:00（平日）

※ 国外からの電話によるお問合せは、050-3383-0010（有料）
 ※ メールによるお問合せは、こちら（国内外から利用可）⇒

日本司法支援センター

法テラス

靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、
「旧統一教会」問題やこれと**同種の問題**でお悩みの方、
まずはお電話ください

※ 「旧統一教会」問題に限らず、これと同様の悩みを抱えている方々からの相談を幅広くお受けします
 ※ お悩みに応じた相談窓口をご案内します
 ※ 経済的に困りて法的トラブルをお抱えの方は、法テラスによる無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用できることがあります

様々なお悩みに対応

内閣官房	警察庁	消費者庁	こども家庭庁	総務省	法務省	文部科学省	厚生労働省	外務省	日本弁護士連合会
孤独・孤立	犯罪被害	消費者トラブル	児童虐待	行政相談	人権相談	いじめ・修学	生活困窮・就労・心の健康	在外邦人	法的問題

----- お悩みに応じて、こんな相談窓口もご利用できます -----

警察相談専用電話
（#（シャープ）9110）

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口

犯罪による被害等の相談を受け付けます！

消費者ホットライン
（いやり 188）

消費者トラブルに関する相談を受け付けます！

高価な物品を買わされたが取り消せないか？等

みんなの人権110番
（0570-003110）

人権についてのお悩み何でも受け付けます！

☐ 差別を受けた
☐ いじめを受けた
☐ ネットで誹謗中傷された 等

人権イメージキャラクター
 人KENまる君 人KENあゆみちゃん

行政相談「きくみみ」
（0570-090110）

どこに相談してよいか分からないお困りごととは行政相談へ！関係機関を案内します。

困ったら一人で悩まず行政相談！

在外公館
（大使館、総領事館）

海外にお住まいの方は、最寄りの在外公館にお問合せください。

※相談方法や対応時間は、各相談窓口により異なります。詳しくは各相談窓口のホームページをご覧ください。

48

(3) 受付情報件数の推移

ア 窓口別の受付情報件数

消費者庁ウェブフォームに寄せられた情報（文書等による情報提供も含む。）並びに国民生活センター、全国の消費生活センター等（以下「全国の消費生活センター等」という。）及び靈感商法等対応ダイヤルに寄せられた相談等のうち、寄附に係る情報として提供を受けた情報（以下「受付情報」という。）については、寄附勧誘対策室員が当該情報を確認した日付をもって全件を受け付けている³¹。

受付情報の窓口別件数の推移については、図表4-6及び図表4-7のとおりであり、情報収集を開始した直後の2023年度上半期は、消費者庁が204件（全体に占める割合25.2パーセント）、全国の消費生活センター等が404件（同49.9パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが201件（同24.8パーセント）であり、同年度下半期は、消費者庁が59件（同6.6パーセント）、全国の消費生活センター等が527件（同59.1パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが306件（同34.3パーセント）であった³²。

また、2024年度上半期は、消費者庁が51件（同7.3パーセント）、全国の消費生活センター等が464件（同66.4パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが184件（同26.3パーセント）であり、同年度下半期は、消費者庁が68件（同13.5パーセント）、全国の消費生活センター等が286件（同57パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが148件（同29.5パーセント）であった。

全ての期の累計は、受付情報の総件数2,902件のうち消費者庁が382件（同13.2パーセント）、全国の消費生活センター等が1,681件（同57.9パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが839件（同28.9パーセント）であった。

³¹ 受付情報の件数については、消費者庁において受け付けた年月に属しているため、情報提供者又は相談者が実際に情報提供（相談）を行った年月日及び情報提供又は相談に係る事案が発生した年月日とは異なり、寄附に係るトラブルの発生時期を表すものではない。

また、1件の情報に複数の事案が含まれている場合であっても、1件として計上している。

³² 本稿において、「上半期」とは当該年度の4月1日～9月30日までの期間を指しており、「下半期」とは当該年度の10月1日～3月31日までの期間を指している。

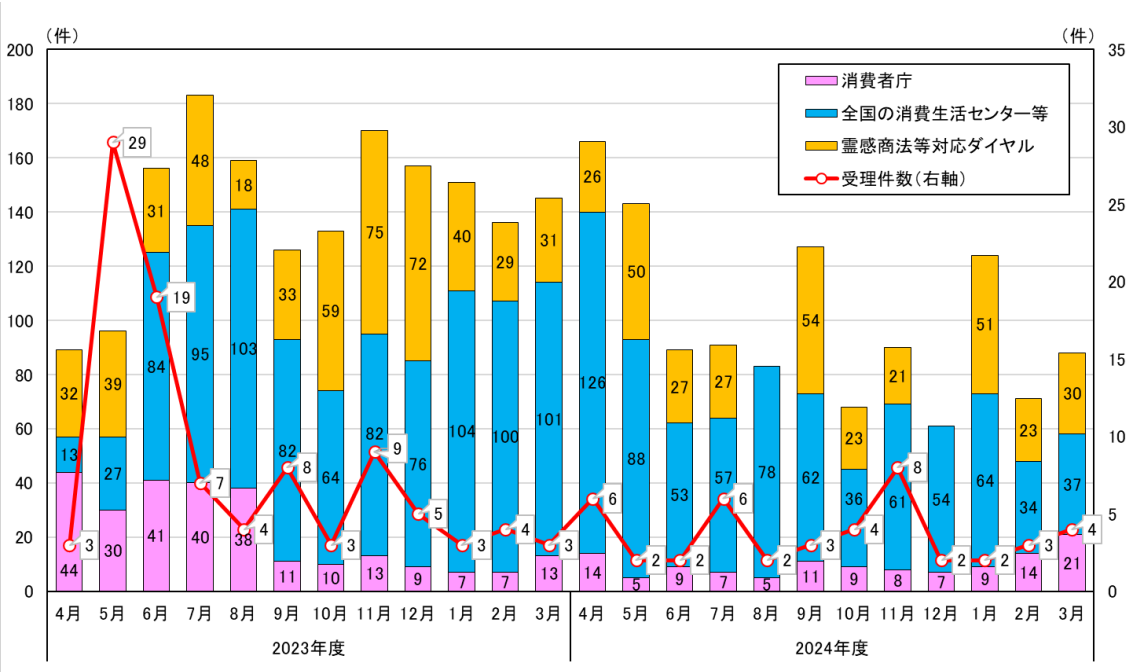
【図表４－６】窓口別受付情報件数の推移

		2023年度																
																計		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期		10月	11月	12月	1月	2月	3月		下半期	
受付件数		89	96	156	183	159	126	809		133	170	157	151	136	145	892		1,701
消費者庁		44	30	41	40	38	11	204 (25.2%)		10	13	9	7	7	13	59 (6.6%)		263 (15.5%)
全国の消費生活センター等		13	27	84	95	103	82	404 (49.9%)		64	82	76	104	100	101	527 (59.1%)		931 (54.7%)
靈感商法等対応ダイヤル		32	39	31	48	18	33	201 (24.8%)		59	75	72	40	29	31	306 (34.3%)		507 (29.8%)
受案件数		3	29	19	7	4	8	70		3	9	5	3	4	3	27		97

		2024年度															計	累計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期		10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期			
受付件数		166	143	89	91	83	127	699		68	90	61	124	71	88	502		1,201	2,902
消費者庁		14	5	9	7	5	11	51 (7.3%)		9	8	7	9	14	21	68 (13.5%)		119 (9.9%)	382 (13.2%)
全国の消費生活センター等		126	88	53	57	78	62	464 (66.4%)		36	61	54	64	34	37	286 (57.0%)		750 (62.4%)	1,681 (57.9%)
靈感商法等対応ダイヤル		26	50	27	27	0	54	184 (26.3%)		23	21	0	51	23	30	148 (29.5%)		332 (27.6%)	839 (28.9%)
受案件数		6	2	2	6	2	3	21		4	8	2	2	3	4	23		44	141

(備考)
・「消費者庁」は、消費者庁ウェブフォーム、書面及び庁内他の窓口により受け付けた情報等の合計件数。
・「全国の消費生活センター等」の受付件数は、PIO-NETに2025年2月28日までの登録分。
・「靈感商法等対応ダイヤル」の受付が無い月については、事務手続上の都合により翌月にまとめて受け付けたもの。

【図表４－７】窓口別受付件数の推移



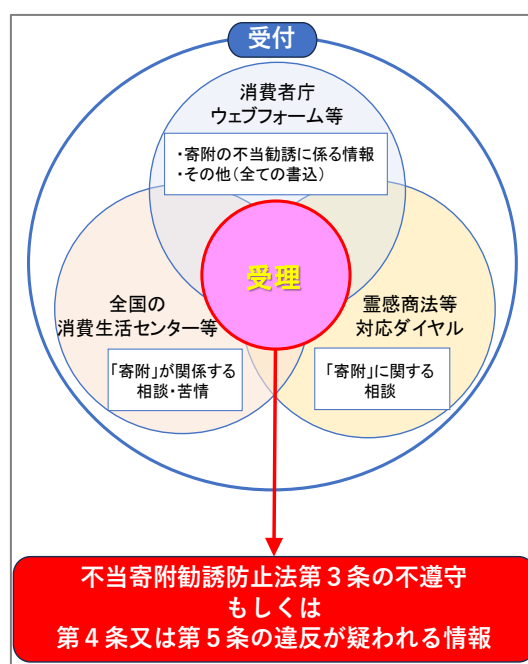
イ 事件の受理

(ア) 概要

受付情報については、寄附勧誘対策室長以下同室員の複層的な確認

により一件一件内容を吟味し、嫌疑情報と認めたときは、当該情報の内容から寄附の勧誘の時期が明らかに法の施行日より前のもの³³であると判別できる場合を除き、調査対象の事件として「受理」の手続きを行い、受理年月日を始め処理及びその他事務の取扱状況を管理している。こうした情報の受付及び受理の概要については、図表４－８のとおりである。

【図表４－８】受付・受理の概念



（イ）受理件数の推移

月別の受理件数については、図表４－９及び図表４－１０のとおり、2023年４月１日に寄附勧誘対策室が発足し、調査体制が確立された直後の同年５月は２９件、６月は１９件と二桁の件数を受理したものの、その後は各月２件から９件の間の件数で推移している。

窓口別の受理件数については、情報収集を開始した直後の2023年度上半期は、消費者庁が１３件（全体に占める割合１８．６パーセント）、全国の消費生活センター等が３３件（同４７．１パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが２４件（同３４．３パーセント）であり、同年度下半期は、消費者庁が１６件（同５９．３パーセント）、全国の消費生活センター等が１０

³³ 関連する消費者契約法の一部を改正する法律(平成３０年法律第５４号)の施行日（令和元年６月１５日）を一つの基準としつつ、情報内容に応じて積極的に受理している。

件（同 37 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 1 件（同 3.7 パーセント）であった。

また、2024 年度上半期は、消費者庁及び全国の消費生活センター等が各 10 件（同各 47.6 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 1 件（同 4.8 パーセント）であり、同年度下半期は、消費者庁及び全国の消費生活センター等が各 9 件（同各 39.1 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 5 件（同 21.7 パーセント）であった。

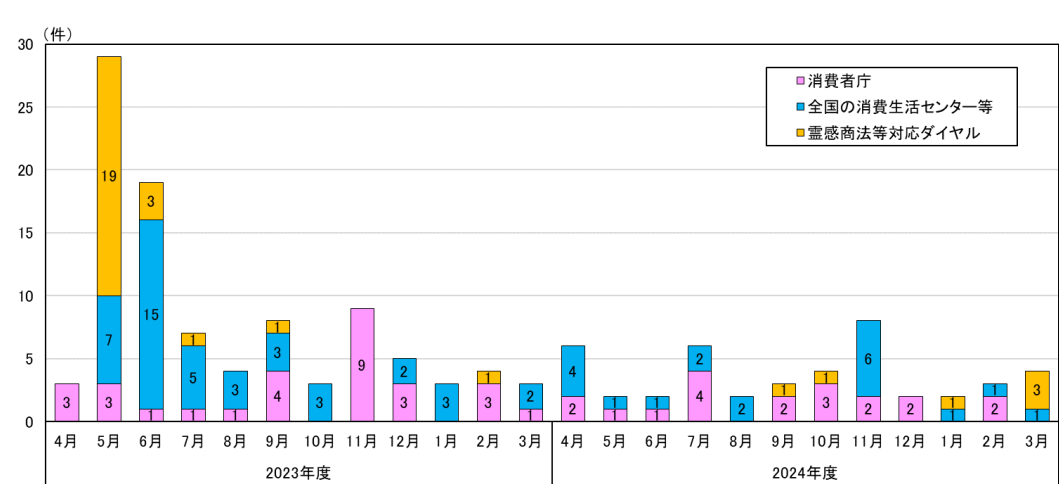
全ての期の累計は、全体で 141 件のうち消費者庁が 48 件（同 34 パーセント）、全国の消費生活センター等が 62 件（同 44 パーセント）、靈感商法等対応ダイヤルが 31 件（同 22 パーセント）であった。

【図表 4－9】窓口別受理件数の推移

		2023年度														計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期	
受理件数		3	29	19	7	4	8	70	3	9	5	3	4	3	27	97
消費者庁		3	3	1	1	1	4	13 (18.6%)	0	9	3	0	3	1	16 (59.3%)	29 (29.9%)
全国の消費生活センター等		0	7	15	5	3	3	33 (47.1%)	3	0	2	3	0	2	10 (37.0%)	43 (44.3%)
靈感商法等対応ダイヤル		0	19	3	1	0	1	24 (34.3%)	0	0	0	0	1	0	1 (3.7%)	25 (25.8%)

		2024年度														計	累計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期		
受理件数		6	2	2	6	2	3	21	4	8	2	2	3	4	23	44	141
消費者庁		2	1	1	4	0	2	10 (47.6%)	3	2	2	0	2	0	9 (39.1%)	19 (43.2%)	48 (34.0%)
全国の消費生活センター等		4	1	1	2	2	0	10 (47.6%)	0	6	0	1	1	1	9 (39.1%)	19 (43.2%)	62 (44.0%)
靈感商法等対応ダイヤル		0	0	0	0	0	1	1 (4.8%)	1	0	0	1	0	3	5 (21.7%)	6 (13.6%)	31 (22.0%)

【図表 4－10】窓口別受理件数の推移



(ウ) 窓口別の受理率

受付情報に対する各窓口別の受理状況については、図表4-11のとおり、2023年度上半期は、消費者庁が受付情報204件に対して受理13件(受理率6.4パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報404件に対して受理33件(同8.2パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報201件に対して受理24件(同11.9パーセント)であり、同年度下半期は、消費者庁が受付情報59件に対して受理16件(同27.1パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報527件に対して受理10件(同1.9パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報306件に対して受理1件(同0.3パーセント)であった。

また、2024年度上半期は、消費者庁が受付情報51件に対して受理10件(同19.6パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報464件に対して受理10件(同2.2パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報184件に対して受理1件(同0.5パーセント)であり、同年度下半期は、消費者庁が受付情報68件に対して受理9件(同13.2パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報286件に対して受理9件(同3.1パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報148件に対して受理5件(同3.4パーセント)であった。

全ての期の累計は、消費者庁が受付情報382件に対して受理48件(同12.6パーセント)、全国の消費生活センター等が受付情報1,681件に対して受理62件(同3.7パーセント)、靈感商法等対応ダイヤルが受付情報839件に対して受理31件(同3.7パーセント)であった。

【図表4-11】 窓口別の受理率

	2023年度					
	上半期		下半期		計	
	受付	受理〈率〉	受付	受理〈率〉	受付	受理〈率〉
消費者庁	204	13 〈6.4〉	59	16 〈27.1〉	263	29 〈11.0〉
全国の消費生活センター等	404	33 〈8.2〉	527	10 〈1.9〉	931	43 〈4.6〉
靈感商法等対応ダイヤル	201	24 〈11.9〉	306	1 〈0.3〉	507	25 〈4.9〉
全体	809	70 〈8.7〉	892	27 〈3.0〉	1,701	97 〈5.7〉

	2024年度						累計	
	上半期		下半期		計			
	受付	受理〈率〉	受付	受理〈率〉	受付	受理〈率〉	受付	受理〈率〉
消費者庁	51	10 〈19.6〉	68	9 〈13.2〉	119	19 〈16.0〉	382	48 〈12.6〉
全国の消費生活センター等	464	10 〈2.2〉	286	9 〈3.1〉	750	19 〈2.5〉	1,681	62 〈3.7〉
靈感商法等対応ダイヤル	184	1 〈0.5〉	148	5 〈3.4〉	332	6 〈1.8〉	839	31 〈3.7〉
全体	699	21 〈3.0〉	502	23 〈4.6〉	1,201	44 〈3.7〉	2,902	141 〈4.9〉